慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	華国鋒体制下の中国における学校体育・スポーツの変革
Sub Title	Reforms in school education and sports in China under Hua Kuo-Feng system
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1978
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.18, No.1 (1978. 12) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00180001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

華国鋒体制下の中国における学校体育・スポーツの変革

笹　島　恒　輔*

1. は　じ　め
2. 華国鋒体制の確立
3. 学 校 教 育
4. 学 校 体 育
5. 国家体育鍛煉標準条例
6. ス ポ ー ツ
7. む　す　び

1. は　じ　め

1966年に始まった文化大革命は文革派の勝利のように見えたが，江青，王洪文，張春橋，姚文元のいわゆる4人組を頂点とする文革派と周恩来首相以下の実務派の争いは続いていた。

1976年1月8日に周恩来首相が死去すると文革派は握っているマスコミを通じて走資派批判の一大キャンペーンを展開していった。4月8日に華国鋒が首相に就任し，文革派が主張した江青の首相就任はならなかったが，文革派は周恩来の死後その勢力の拡大につとめていた。

1976年9月9日に中国共産党主席毛沢東が死去すると，毛沢東以後の主導権をめぐって文革派と華国鋒を頂点とする党中央政治局との間で激論がたたかわされていたが，華国鋒は文革派の4人組の逮捕にふみきり（10月6日頃？），10月8日中国共産党主席に就任し，4人組批判を展開し，華国鋒体制を確立し，四つ（工業，農業，軍事，科学技術）の近代化路線を歩むこととなった。

四つの近代化路線に沿つて文化大革命によってゆがめられた部分の修正を行って来ている。

本論文は，文化大革命に依って大きな影響を受けた体育・スポーツが，華国鋒体制下において，どのように修正されて行ったかという点について述べるものである。(1)

注 (1)「体育研究所紀要」11巻1号（昭和47年），31～47頁。

* 慶應義塾大学体育研究所教授

2. 華国鋒体制の確立

1973年8月29日に開催された中国共産党第十回全国代表大会（十全大会）で躍進した江青を中心とする文革急進派は，実務派の周恩来首相らに的をしぼって孔子批判運動を展開していった。1974年春から夏にかけて，北京，広州などの都市で実務派攻撃の壁新聞が張り出されたが，これは文革急進派の攻勢であった。しかし，この文革急進派の攻勢も実務派追い落しの効果をあげることが出来なかった。(2)

1975年1月に10年ぶりに第四期人民代表大会が北京で開催され，周首相が政治報告を行ない今世紀内に農業，工業，国防，科学技術の「四つの近代化」を全面的に実現することを宣言した。この大会で新憲法が採択されたが，自留地の是認などの経済的諸権利を民衆に約束した。これは周首相を中心とした実務派路線の勝利であった。また，国務院の人事において，12人の副首相中実務派が6人，文革派が6人であったが，国務院の26の部（省）と3委員会の部長，主任（大臣）はほとんどが軍出身と実務派が占め，文革派は2・3名に過ぎなかった。(3)

国家体育運動委員会主任には文革派に推されて第26回，27回，28回世界卓球選手権大会の男子単に3連覇をなしとげた荘則棟が就任した。

文革急進派は実務派路線に対してプロレタリア独裁の理論強化運動の名のもとに，経済諸権利をブルジョア特権として攻撃を開始した。しかし，労働者の賃金体系の不満によるストライキの抗州事件の処理をめぐって文革派は民衆から浮き上ってしまった。(4)

文革派は鄧小平副首相にねらいをつけて水滸伝批判キャンペーンを展開していった。この時期に周恩来首相はがんのため病床にあった。(5) 1976年1月8日に周恩来首相は後事を鄧小平副首相に託して78歳で死去した。周恩来が病に倒れ，鄧小平が実務面をとりしきってからは鄧小平の活躍は目ざましいものがあった。彼の思い切った言動は，文革路線を修正しなければ中国は駄目になると感じさせた。そのため鄧小平の抬頭は文革派に危機感を抱かしめた。1月15日に北京で周恩来の追悼大会が行なわれたが，その時点では，鄧小平の首相昇格はほとんど決定的と思われた。しかし，文革派はその手中にあったマスコミを通じて2月から3月にかけて鄧小平・走資派批判の一大キャンペーンを展開していった。

4月4日の故人の霊を祀る清明節に北京の天安門広場の人民英雄記念碑は周恩来を悼む献花で埋めつくされた。翌4月5日に献花が一斉に撤去されたことを知った北京の大衆は怒りを大衆騒乱の形でエスカレートさせた。この騒乱は文革派の主都民兵と華国鋒の公安部隊によって鎮圧された。天安門事件後の4月8日の政治局会議で華国鋒の党第一副主席，首相就任，鄧小平の党内外の一切の職務解任を決定した。文革派が主張した江青の首相就任と鄧小平の党から

除名は朱徳らの反対で実現しなかった。軍の長老の朱徳が鄧小平の党籍はく奪に激しく反対したのは，鄧小平とはフランス留学以来の盟友であると共に周恩来ともよく，その路線を引きついだ鄧小平に好意的であったからである。

1976年9月9日に中国共産党主席毛沢東は82歳で死去した。毛沢東以後の主導権と毛沢東選集の編集，出版をめぐって文革派と華国鋒を頂点とする党中央政治局との間で激論がかわされ，その過程で文革派が党主席，党中央軍事委員会主席，首相などの地位を要求したとも言われた。一部の軍に北京に兵力をさしむけるよう指示したとも言われている。(6) 毛沢東選集の編集，出版が文革派の手に移れば華国鋒としては毛沢東思想の正統な継承者であることを否定されることになり，政権を維持することも出来なくなるわけである。華国鋒は陳錫聯北京軍区司令員，汪東興八三四一部隊（中央警衛団）政治委員などの支持を得て文革派の張春橋，王洪文，江青，姚文元の4人（いわゆる四人組）の逮捕にふみ切った（10月6日頃？）。

10月8日に党中央は華国鋒の中国共産党主席，党軍事委員会主席への就任を発表した。10月末からは四人組批判が展開され，各地で四人組に関係ある幹部が追放され，閣僚では喬冠華外相，劉湘屏衛生相，荘則棟国家体育運動委員会主任が更迭された。この四人組批判で一時は各地で混乱が起こり，流血事件に発展した所もあった。(7)

華国鋒は周恩来の四つの近代化路線を引き継ぎ，1976年12月には「大乱から大治へ」の方針を打ち出し，四人組による破壊的影響により2カ年分の損失をこうむったといわれる経済の立て直し，混乱していた交通機関の正常化を始めとして四つの近代化路線に沿って華国鋒体制の基礎固めに入った。(8)

1977年10月には10年以上据置かれていた賃金の引上げを行ない，科学技術と教育の改革が打ち出され，1977年5月1日には「今世紀内にアメリカを追いぬく」決意を表明し，7月21日の中国共産党第10期中央委員会第3回総会で華国鋒の党主席就任と鄧小平の職務復帰が認められた。(9) 8月に開催された中国共産党第11回全国代表大会（11全大会）で「第1次文化大革命の終了」を宣言した。続いて開かれた第11期中央委員会第1回総会（11期1中総）では，第10期の中央委員178人中63人，候補中央委員124人中50人が四人組につながる者として失脚した。特に文化大革命後に抬頭した者の多くは失脚していった。このことは各地方の党にも及び各地の革命委員会でも四人組に関係のあった者は失脚していった。

11期の中央委員，候補中央委員には文化大革命の際に失脚した羅瑞郷元副首相を始めとして穏健派，実務派として攻撃され失脚した多くの人たちが返り咲いた。その中には文化大革命，天安門事件と2度にわたり失脚した鄧小平元副首相が，副首相，総参謀長として再度返り咲いた。鄧小平の復活は華国鋒が周恩来の路線を継承してゆくことを示していると考えられる。政治の面ばかりでなく，総てにわたり文化大革命によって弾圧されていたものが復活した。(10)

1978年3月には第5期全国人民代表大会（日本の国会に当る）第1回会議が開かれ，1975年に改正された「中華人民共和国憲法」が改正され，全国体育工作会議（2月），全国科学会議（3月），全国教育工作会議（4月）等を開催し，各分野にわたり華国鋒体制による近代化が進められていた。

注 (2) 「朝日アジアレビュー22—1975年第2号—」朝日新聞社，28～33頁。
(3) 同上。
(4) 「朝日アジアレビュー28—1976年第4号—」朝日新聞社，22～24頁。
(5) 水滸伝は中国の長編小説で12世紀の北宋末に山東省の梁山伯を根拠地として蜂起した豪族たちの物語，明代に刊本となる。農民革命の文学として評価されていた。
(6) 毛沢東の甥で瀋陽軍区責任者の毛遠新に1個師団1万人の兵力を北京に向けるように指示したと言われている。
(7) 前掲(4)書，24～27頁。「朝日アジアレビュー30—1977年第2号—」朝日新聞社，120～123頁。
(8) 「朝日アジアレビュー31—1977年第3号—」朝日新聞社，23頁。
(9) 1965年以前から月給40元（1元は10円）以下に据え置かれているものをベースアップにより40元以上にする。1971年以前から月収100元以下のものの40%について年功や能力，成績に応じ，低所得層を主眼としながら引上げる。賃上げの総原資は月額7億元。
(10) 「朝日アジアレビュー32—1977年第4号—」朝日新聞社，14～15頁，22～27頁。

3. 学　校　教　育

文化大革命によって従来の学校制度は大きく変更されて，修学期間は短縮され，課目は簡素化された。それによって小学校5年，初級中学（日本の中学）2年，高級中学（日本の高校）2年，大学2～3年となった。[11] しかしこれは原則であって，地方によって小学校は6年のところもあり（北京は一律に5年，上海では6年のところもあり，農村では5年が多い），初級中学は都市では3年，農村では一般に2年，高級中学は2年，大学でも特殊な学科（外国語のアラビア語専攻など）は4年のものもあった。[12]

1966年

大学2～3年	推薦入学
労働2年	
高級中学2年	無試験進級
初級中学2年	
小学校5年	

大学に入学するためには2年以上の労働参加が条件となっており，大衆の推薦を必要とした。1972年までは初級中学卒業程度の学力があれば良いとして入学試験を行なわなかったが，1973年からは必要な基礎知識をどの程度掌握しているか，問題を分析，解決する能力があるかどうかを知る目的で学科試験を行なうようになった(体育，芸術，外国語の学部には高級中学卒業後直ちに大学に入学した者もいた)。[13]

四人組は基礎理論無用論を強く押し進めたので，医学部で生理学，解剖学などの医学にとって大切な基礎学科を全部止めて

しまったところもあった。その他の学部でも基礎となる科目を切り捨てたところもあった。また，1973年の白紙答案事件のために，その後，大，中，小学校を問わず学科試験は廃止されるか，あるいは有名無実のものになってしまった。[14] そのため，無試験入学や，勉強しないで卒業という現象がおこった。それにより，大学新卒の技術者で中学程度の基礎知識の数学，物理，化学の試験の不合格者が3分の2から4分の3に達した。清華大学は清華中学になったとまで言われた。[15]

四人組追放後教育においても四つの近代化の方針が打ち出されたが，それにともなって大学入学選抜法の改正が行なわれた。1977年の大学・専門学校の学生募集から入学試験が復活され，1977年の入学試験は12月に実施され，入学は半年遅らせて1978年2月とした。大学の在学年数を文科系4年，理科系5年とし，実践活動の時間を大幅に減らして，専門科目の時間が大幅に増加された。

1977年

大学	文科系4年 理科系5年	入試
高級中学 初級中学	5年	試験進級
小学校	5年	

「人民日報」の報ずる学生募集の方法は，「募集の対象者は，労働者，農民，農山村入り，または帰郷した知識青年（政策によって都市に留まり未分配の者を含む），復員軍人，幹部，高級中学新卒者で，年齢は20歳前後から25歳以下で未婚者。

受験出来る条件は，政治的経歴がはっきりしており，中国共産党を支持し，社会主義を熱愛し，革命的規律を守り，革命のために学ぶという決意のある身体の健康な高級中学卒業あるいは同等の学力のある者。高級中学在学生で特に成績優秀な者は個人で申請し，学校の紹介を経て受験出来る。

このほか，実践経験が比較的豊かで研究成果をあげ，または，確かな特技を持つ者は年齢を30歳まで引き上げる。未婚既婚は問わない。（1966年と67年の高級中学の卒業生の募集に注意を払うこと。）[16]

新入生の募集では，徳育・知育・体育を全面的に評価し，優秀な者を選んで入学を許可する原則を堅持する。自ら応募し，統一試験を行ない，地区・市で一次選抜をし，学校側が合否を決定し，省・直轄市・自治区が承認の方法をとる。応募にあたっては，自己の志望と特徴に応じて2ないし3の学校，学科を志願出来る。

入学試験は文科，理科の2つに分けて実施する。1977年の入学試験科目は文科系が政治，国語，数学，歴史，地理，理科系が政治，国語，数学，物理，化学であり，外国語専攻の応募者には外国語の試験を加える。省・直轄市・自治区が試験問題をつくり，県(区)が統一的に試験を行なう。

入学許可の際は，重点大学，専門学校の学生を優先的に確保する。[17] となっている。

大学の入学試験について1977年に改められた点は，

1．2カ年の労働を必要としなくなった。

2．大学の進学は本人の希望による。学部，学科も本人の希望により選択出来る。

3．成績が良ければ高級中学在学生でも受験出来る。

4．第一次試験と第二次試験の実施。

5．大学の入学年齢に制限をつけた。

等である。

2カ年の労働を必要としないとしたのは学力の低下を防ぐための措置であろう。また，推薦制でなくしたのは，労働の態度が良いとして学力の伴わない者の大学進学を防ぐためのものであろう。第一次試験とは地区・市の一次選抜で，これは足切りに当たり，学校側が合否を決定とは第二次試験の合格者に学校が入学を許可することであり，省・直轄市・自治区の承認というのは学校の入学許可を批準するということである。

重点大学・専門学校には，北京大学，清華大学を始めとして88校が指定されている。(重点大学・専門学校は全国から学生募集が出来るが，その他の学校は募集地域が限られている。)

1977年の入試の場合，570万人が受験し27万8千人が合格したが，高級中学新卒者の入学のわくは定員の20%～30%とされた。受験生は定員20万人に対して570余万人で，かなりの数の高級中学在学生が合格し，その中には14歳の少年も含まれていたと伝えられている。北京大学の新入生947人中140人が高級中学新卒か在学生であった。受験生の数が多かったので，教育部は学生定員を増加することを2月に決定し，各校は第一次試験合格者から増員分を入学させたが，そのほとんどが自宅通学者であった。(18)

大学の教科内容についても，従来は「工業を学び，農業を学び，軍事を学ぶ」の実践活動が年間22週から24週であったのを，年間52週のうち専門課程（政治学習を含む）36週，休暇7週，実践活動5週，政治活動3週，自主的活動1週を一応の基準とするとした。(19)

大学では革命委員会を廃止し，学長制度を復活し，教授，助教授等の名称も復活され，各地の大学で教授への昇格人事が発表されている。

学力を第一とした新入生と思想を重視し学力を軽視し推薦により入学した在学生との間にトラブルもあったが，お互いに短所を補い合い助け合って行くことによって解決をはかっている。

四人組時代はその出身階層が重視され，貧農，下層中農出身者が優遇され，旧資産階級出身者には進学の途も閉ざされていたが，四人組が追放されて以後は出身階層は本人の意志によるものではないとし，例え資産階級の出身であっても思想が良ければ差別しないとしている。

小学校においても改革が行なわれ，1978年からは入学年齢を7歳から6歳に引き下げ，全国統一の教科書を使用するとしている。(20) 延安時代の一時期を除き，小学校の教科書は地域の実情に合わせたものを使用するとして来ていたので，全国統一教科書の使用というのは一大改革で

ある。

1978年3月5日の第5期全国人民代表大会第1回会議で1975年の憲法が改正されて採択された。その憲法の第3章「公民の基本的な権利と義務」の中に教育について触れている。それは,

第51条　公民は教育をうける権利を有する。国家は，各種の学校その他の文化教育施設を逐次増加し，教育を普及させることによって，公民がこの権利を享有することを保証する。

国家は，とくに青少年の健全な成長に関心をよせる。(21)

というものであるが，今回も教育をうける権利として，教育をうけることを義務としておらず，未だ義務教育を実施するにいたっていない。

注 (11)「北京周報—1966年3号—」北京周報社，13頁。

(12) 前掲(8)書，136頁。

(13)「北京周報—1978年16号—」北京周報社，11～14頁。「朝日アジアレビュー35—1978年第2号—」朝日新聞社，32頁。

(14)「北京周報—1977年8号—」北京周報社，14頁。1973年4月の国務院通達で一般課目の学力テストを行ない受験生の基礎知識を知ることにしていたが，これに落ちた学生を四人組がとり上げ大学に入学させた事件。

(15)「北京周報—1977年46号—」北京周報社，17頁，「人民中国—1978年4月号—」人民中国雑誌社，13頁。

(16) 65年，66年の卒業生とは紅衛兵のことを指している。紅衛兵は文化大革命で毛沢東派が起用した学生組織。紅衛兵の力により劉派を打倒したが，紅衛兵をもてあました林彪によって辺境に追いやられた。

(17)「中国通信—3145号，1977年10月22日—」中国通信社，3～6頁。

(18)「中国通信—3265号」1978年3月24日—」中国通信社，19～20頁。

(19)「毎日新聞—昭和52年9月18日—」

(20)「読売新聞—昭和52年11月9日—」

(21)「体育報—第1575期，1978年3月8日—」体育報社，1～4頁。

第五十一条　公民有受教育的権利。国家逐歩増加各種類型的学校和其他文化教育設施，普及教育，以保証公民享受這種権利。

国家特別関懐青少年的健康成長。

4. 学　校　体　育

四人組は民兵を自らの手兵として解放軍に対抗する手段に育成しようとしていたので，学校体育も民兵活動に直結する軍事体育を重視し，その方針に従って指導されて来たのであった。

四人組追放以後の学校体育は，1958年の毛沢東の題詞の「体育活動を発展させ，人民の体位を向上させよう」によって指導されることになった。(22) また，1978年になってからは1976年に死

去した周恩来首相の体育・スポーツに対する意向がとりあげられるようになっていった。

四つの近代化を進める上で，将来の中国の体育・スポーツは如何にあるべきかを決定する「全国体育工作会議」が1978年1月に北京で開催されたのである。この会議においての重点はスポーツに置かれていたが，学校体育に関することもとりあげられたのであった。

全国体育工作会議においても「とりわけ青少年の体育活動に力を入れなくてはならない」[23]としている。1978年5月に教育部，国家体育運動委員会と衛生部（日本の厚生省に当る）が連合して通知を出している。

連合通知によると，学校体育においては「国家体育鍛煉標準条例」（後述）を積極的に行ない，団体の体育活動を広く行なう。小・中・高においては，朝の体操，課業間の体操，目の保健体操（近眼の予防）をとりいれることを要請する。課外体育については毎週少なくとも2回の実施を課程表に入れておく，毎日平均1時間の体育鍛練を計画する（体育授業，朝の体操，課業間の体操と団体課外体育活動を含む）。大学・専門学校においては，課外の体育活動の組織を組織するように指導する。体育鍛練に積極的に参加せず，衛生について講究しない学生は「三好」（知育・徳育・体育にすぐれている）の学生とは言えない。健康カードと「国家体育鍛煉標準」のカードを学籍簿に添付する。としている。[24]

また，1978年秋に「体育教学大綱」と「生理衛生教学大綱」が公布されるので，それに従って授業を計画的に実施するようにとしている。[25]

「体育教学大綱」を公布するに際しては，各地に教学大綱の試案を作成するように指示したと考えられる。各地から提出された試案をもとにして教育部で全国統一の「体育教学大綱」を決定し，公布するのではないのだろうか。

現在発表されている1・2の地区の授業計画表，授業進度表と同様のものが公布されるのではないかと思われる。そうであれば，学年別の詳細なものになるであろう。

北京市の中学2年男子のは次の通りである（9，10頁の表）。

内蒙古地区の初級中学，高級中学の試案は11，12頁の表の通りである。

なお，教育部は1978年2月に「十年制小中学教学計画試作案」を公布しているので[28]「体育教学大綱」はこれをうけて作製されるものであろう。

注 (22)「新体育—1977年6期号」人民体育出版社，5～6頁。
(23)「体育報—1568期，1978年2月20日—」体育報社，1～4頁。
(24)「体育報—1603期，1978年5月12日—」体育報社，1頁。
(25) 同上。
(26)「新体育—1978年3期号」人民体育出版社，42～44頁。
(27)「体育報—1572期，1978年3月1日—」体育報社，3頁。
(28)「中国通信—3233号—1978年2月14日—」中国通信社，11～12頁。

＿＿＿＿年度二年（男子）授業計画

年　月　日　教師＿＿＿＿

教材分配表		教材内容（男子）	年間時間数	第一学期		第二学期		百分比
				時間数	回数	時間数	回数	
	一、陸上	1. 短距離走	24	2	4	3	6	33%
		2. 中・長距離走		3	6	2	4	
		3. リレー，ハードル		1	2	1	2	
		4. 幅跳				3	6	
		5. 高跳		3	6			
		6. 砲丸投（4KG）		3	6			
		7. 手榴弾投擲（500G）				3	6	
	二、体操	1. 身体素質：縄登り，鉄棒懸垂，短縄飛，腕立て伏臥等	16	2	4	2	4	25%
		2. 巧技：後転跳躍起立，頭支持倒立，聯合動作				3	6	
		3. 支持跳躍：水平開脚飛び（横箱）		3	6			
		4. 鉄棒：片足踏み切りとび上り，着地				3	6	
		5. 平行棒：腕支え開脚，180°左(右)転，脚前挙開脚，腕支え運動後飛下り，聯合動作		3	6			
	三、球技遊戯	バスケットボール基本動作，パス，個人ガードと攻撃，試合	12	6	12	6	12	19%
	四、武術	基本技術，初級長拳	6	3	6	3	6	9%
	五、機動	ウォーミングアップ，クーリングダウン，調整	6	3		3		9%
	総計		64	32		32		100%

試験課目と標準	項目	優	良	合格	項目	優	良	合格
	60 M 走	9秒4	9秒8	10秒4	手榴弾投擲（500G）	29M	26M	21M
	800 M 走	3分10秒	3分18秒	3分30秒	縄登り（手足併用）	3M	2.5M	2M
	高跳	1M10	1M05	0.95M	懸垂	5回	3回	2回
	幅跳	3.6M	3.35M	3M	体操	別に定める		
	砲丸投（4KG）	6M	5.5M	4.8M				

1. 教学大綱に準拠し，過去の状況と学生の状態により一年間の実施方法を決定する。
2. 体操，陸上競技は年間を通じて実施し，授業内容は施設，用具の情況により適宜に処置する。
3. 一年の時数は毎学期16週，一年32週64時間の計算。

二年級（男子）＿＿＿＿＿＿年度　　第一学期教授進度表　　年　月　日　教師＿＿＿＿

教材内容＼節	符号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	準備部分（一般的身体発展）		徒	短縄	実	徒	棒	長縄	実	徒	啞	徒	短縄	徒	徒	短縄	徒	徒	啞	徒	長縄	徒	啞	棒		棒	砂	徒	砂	徒	徒		徒
陸上	1 短距離走 4回			①		②		③		④																							
陸上	2 中長距離走 6回																							①		②		③	④		⑤		⑥
陸上	3 リレー，ハードル 2回														①			②															
陸上	4 高跳 6回												①	②		③	④		⑤	⑥													
陸上	5 幅跳																																
陸上	6 砲丸投（4KG） 6回				①	②		③	④		⑤	⑥																					
陸上	7 手榴弾投擲（500G）																																
体操	1 身体素質の発展 4回																				①		②				③	④					
体操	2 巧技																																
体操	3 支技跳躍 6回		①	②			③		④	⑤	⑥																						
体操	4 鉄棒																																
体操	5 平行棒 6回														①	②		③	④		⑤	⑥											
	球技 12回		①		②		③					④	⑤	⑥			⑦			⑧		⑨								⑩	⑪		⑫
	武術 6回																						①	②		③	④		⑤	⑥			
	ウォーミングアップ，クリーグダウン	引																							①							②	

説明

徒—徒手体操準備運動
引—ウォーミングアップ
①②教材単元適度
④⑤⑥テスト
短縄—短縄跳
長縄—長縄跳
砂—砂袋
啞—啞鈴体操
実—実心棒体操

1. 教材大綱と教材分配別に依り第一学期の教材と回数を決定する。
2. 気候，施設，用具，学生，教員の状況により学習，復習と試験の間隔の長短を決定する。試験は先に行う。
3. 主要教材（試験課目）を先に実施する。
4. 準備運動の内容とその日の教材は関係あるものとする。
5. 各学年と施設，用具の使用については協議する。

各学年各教材時数分配表

学年 / 時数 / 内容	初中 1	初中 2	初中 3	高中 1	高中 2	総計
陸上競技	22	22	24	24	24	116
体操	16	16	18	18	18	86
遊戯	12	12	14	14	14	66
武術	6	6	—	—	—	12
機動運動	4	4	4	4	4	20
合計	60	60	60	60	60	300

（注） 我が地区は気候の制限を受けるので他地区より授業時数は少ない。

各学年各項目教材分配表

学期	学年 / 教材	初級中学 1	初級中学 2	初級中学 3	高級中学 1	高級中学 2
第一学期	第1段階 9月	陸上—歩，走	陸上—高跳，幅跳 武術	体操—鉄棒 巧技運動	体操—平行棒 支持跳躍	体操—鉄棒 平行棒，巧技運動
	第2段階 10～11月	体操—低鉄棒 巧技運動武術	体操—平行棒 支持跳躍	遊戯，サッカー バレーボール	陸上—砲丸投 手榴弾投	陸上—高跳 幅跳
	第3，第4段階 11～12月略					
第二学期	第5段階 3月	理論，遊戯 室内	理論，遊戯 室内	理論，遊戯 室内	理論，遊戯 室内	理論，遊戯 サッカー
	第6段階 4～5月	陸上—砲丸投 手榴弾投	体操—低鉄棒 巧技運動	陸上—砲丸投 手榴弾投	サッカー，バレーボール，遊戯	バスケットボール，バレーボール，遊戯
	第7，第8段階 5～7月略					

（説明） 我が地区の3月は風の日が多いので室内の課目を多く配当した。

初級中学1年年間授業内容

学期	段階	項目	時間	主要教材内容	試験課目
第一学期	1	陸上競技	9	1. 歩法練習：普通歩，急速歩150米 2. 疾走60米 3. 耐久走400～500米 4. リレー	60米 優 良 可 男 9″6, 10″, 11″ 女 10″4, 11″, 12″
	2	体操	7	1. 低鉄棒懸垂，順手振り上り，逆手前方下り。足かけ上り，90°転回横下り。 2. 技巧運動，回転，前転，後転，肘付平衡，肩肘倒立	「国家体育鍛煉標準」少年1組鉄棒規定動作
	3・4段階の内容略				
第二学期	5	理論	2	1. 緒言，2. 新中国の体育スポーツの成果，3. 毛主席の体育実践，4. 身体鍛練の故事，5. 体育衛生知識，6. 身体鍛練法	高跳 優 良 可 男女 (標準略)
		遊戯	2	1. 守大門，2. 移動競技，3. 角闘	
	6	陸上競技	6	1. ソフトボール投，2. 300G手榴弾投，3. 実心球(何か不明)，4. 両手で前方に砲丸投，5. 後向きで砲丸投，6. 砲丸投	300G手榴弾投 (標準略)
	7・8段階の内容略				

初級中学1年第1学期第2段階指導計画

組立 内容 課次	開始部分	準備部分	基本部分	終末部分
1	1. 整列 2. 集中注意力練習	1. 徒手体操(上肢，腰腹) 2. 腕立伏せ(3～6回)	1. 混合懸垂—斜懸垂，肘掛懸垂 2. 単純懸垂 3. 順手振り上り，両手握り換え前方跳び下り (各人各動作練習2～3回)	紀律について講評 学習中の主要問題を指摘
2，3略				
4	1. 集合，正常歩走 2. 駆け足	1. 徒手体操(伸転，頸頭) 2. 兎跳	1. 回転 2. 前転 3. 後転 (各人各動作練習4～5回)	ラジオ体操2節
5，6略				
7	1. 整列 2. 体育鍛煉標準の説明	活発な体操	男 順手振り—上り左(右)足かけ—左(右)逆手90°転回横下り 試験	男女交代に試験
以下略				

5. 国家体育鍛煉標準条例

「国家体育鍛煉標準条例」(原文では練でなく煉を使用しているので本稿でも煉とする)は，1973年に「国家体育鍛煉標準試行条例」を国務院が承認し，[29] 1975年5月5日に公布されたものである。

「国家体育鍛煉標準条例」は1958年10月28日に公布された「労働衛国体育制度条例」[30]に代るものとして公布されたものであり，1978年5月の教育部，体育運動委員会，衛生部の連合通知で学校が積極的に取りあげるように指示しており，[31] 前述の北京市の中学2年男子の授業計画の試験科目は「国家体育鍛煉標準条例」の少年1組（13歳～15歳）の項目と同一であり，試験の合格標準について見ても，高跳，幅跳，懸垂は優が合格基準であり，その他の種目は優と良の間に合格基準がおかれている。このように「国家体育鍛煉標準条例」は学校体育にとり入れられているのである。

同条例は10条からなっており，それは，

第1条　偉大な領袖毛主席の「体育活動を発展させ，人民の体位を向上させよう」と「我々の教育方針は教育を受ける者を徳育・知育・体育のいずれの方面にも成長させ，社会主義的自覚をもつ教養ある労働者に育てあげることにある」の指示に従って，青少年と児童に革命のために身体を鍛練することを奨励し，身体の正常な発育を促進し，体位を増強し，運動技術の水準を高め，無産階級の政治に服務し，工・農・兵に服務し，生産労働と結合するために「国家体育鍛煉標準条例」を特に定める。

第2条　「国家体育鍛煉標準」は学校，人民解放軍で広く実施し，工場，鉱山，企業，役所，農村人民公社では状況に合わせて積極的に実施する。

第3条　「国家体育鍛煉標準」は，10歳以上の青少年と児童に実施する。年齢により10～12歳を児童組，13～15歳を少年1組，16～17歳を少年2組，18歳以上を青年組の4組に分ける。各組の項目の標準は同じではない。

第4条　青少年と児童の速力，耐久力，敏捷性，力量等の身体の素質を全面的に発展させる。鍛煉標準の項目は陸上競技，体操を主とする。児童組と少年1組は6種目中5種目が必修，1種目が選択であり，少年2組と青年組は7種目中6種目が必修，1種目が選択である。必修種目は全国的に統一して制定し，選択種目については，各省，特別市，自治区で実情に適したものを決定する。

第5条　各地の体育運動の基礎能力は同一でないので，「国家体育鍛煉標準」を実施する際には同時に各地区，各単位は国家標準の制定と施行を参考として自ら体育鍛煉の補充措置をとる。部隊は需要により各種目の標準を増補修訂できる。どのように実施する

かは討議を経て政治部で決定する。

第6条　「国家体育鍛煉標準」の測定は1つの種目に合格してから1年以内に所属する年齢の組の総ての種目に合格させる(1年以前の測定で合格した種目については再測定をする)。当該年齢の標準に合格したならば，1級上の年齢の測定に参加出来る。各人の状況は同一でないので指導を良くし，大衆を訓練して測定を受けさせ，強制や形式的に行なわないようにする。体育鍛練には科学的に注意することが必要であり，力量に合わせて行ない，漸進的に行なわせ，事故防止に注意する。普段の訓練を基礎として測定を行ない，性急に，あるいは期間内に標準を通過するというような方法で行なってはならない。合格後も訓練を続けて，体位を向上させ，運動技術の水準を高めなくてはならない。

類別	組別 / 年齢 / 性別 / 標準 / 項目	児童組		少年1組	
		10～12歳		13～15歳	
		男	女	男	女
1	60m走	10秒3	10秒8	9秒6	10秒4
	又は100m走	—	—	15秒	17秒4
2	400m走	1分30秒	1分40秒	1分20秒	1分34秒
	又は縄跳（1分半）	170回	190回	—	—
	〃 800m	—	—	3分16秒	3分45秒
3	走高跳	1m	0.95m	1m10	1m
	走幅跳	3m	2m80	3m60	3m10
4	手榴弾投（500g）	—	—	28m	18m
	又は 〃 （300g）	23m	18m	32m	22m
	〃 ソフトボール投（25cm42）	30m	20m	—	—
	〃 〃 （30cm50）	—	—	34m	24m
	又は砲丸投（4kg）	—	—	6m40	5m10
	又は縄（竿）登（手走併用）	2m80	2m	3m50	3m
	〃 斜懸垂（女）	—	—	—	6回
	〃 懸垂（男）	—	—	5回	—
5	体操	別表	別表	別表	別表
6	行軍4km負荷3kg	—	—	38分	40分
	水泳（25m）	時間・姿勢を問わない		—	—
	水泳（男100m 女50m）	—	—	時間・姿勢を問わない	
	又はスケート或はその他	時間・姿勢を問わない			
	各省・市・自治区で本項目を参考にして行なう				

第7条　「国家体育鍛煉標準」実施に際しては，運動場，器材，技術指導等が必要となるが，自力更生，節約に努めて事を行なうの精神，大衆が積極的に解決する，ということを根本として実施する。

第8条　良く活動し，毛主席の理論問題の重要指示を真に学習し，党の基本路線を堅持し，毛沢東思想で体育界を押え，体育の領域で無産階級の資産階級に対する全面攻撃を実施する。大衆に対して毛主席の革命体育路線の教育，戦備教育と体育衛生の常識教育をおし広め，鍛練の目的，任務と方法を明確にし，革命大批判を展開し，たえず修正

類別	組別 年齢 性別 標準 項目	少年2組 16～17歳 男	少年2組 16～17歳 女	青年組 18歳以上 男	青年組 18歳以上 女
1	100m走	14秒4	16秒8	14秒0	16秒5
	又は60m走	8秒8	10秒	—	—
	又は200m走	—	—	29秒0	—
2	800m走（女）	—	3分30秒	—	3分25秒
	1500m走（男）	5分40秒	—	5分45秒	—
	又は3000m走（男）	—	—	12分50秒	—
3	走高跳	1m20	1m05	1m25	1m10
	走幅跳	4m	3m30	4m50	3m40
4	懸垂（男）	8回	—	9回	—
	斜懸垂（女）	—	8回	—	9回
	又は腕立伏臥	10回	—	12回	—
	又は伏臥上体起こし	—	—	—	10回
	又は縄（竿）登り（男手，女手足使用）	3m50	3m20	3m50	3m10
5	手榴弾投（男女500g）	34m	21m	—	—
	〃（男700g 女500g）	—	—	36m	23m
	又は砲丸投（男5kg 女4kg）	7m	5m60	7m40	6m
6	体操	別表	別表	別表	別表
7	行軍負荷男5kg，女3kg 男6km女4km	40分	36分	—	—
	同上負荷男10km女6km	—	—	65分	45分
	又は水泳（男100m女50m）	時間を問わない 姿勢を問わない			
	又はスケート，その他各省・市・自治区で本項目を参考にして行なう				

主義体育路線の影響を排除し，大衆に革命に積極的に参加させて鍛練の自覚性を高める。

第9条　「国家体育鍛煉標準」の実施に際しては，党の一元的指導の下に行なう。各体育委員会は各地の革命委員会の指導の下に実施の責任を負う。教育部門，人民解放軍，工会等はその関係する単位の「国家体育鍛煉標準」実施に際しての責任を負う。衛生部門は医務監督の責任を負う。工青団，婦聯，紅衛兵と紅小兵等の組織は実施に際しては積極的に行動する。

第10条　本条例は公布の日より全国的に実施する。「国家体育鍛煉標準」の実施について好成績の単位と個人を各級の単位は表彰する。

体操の動作標準

1.　支持跳躍

少年1組　箱高男1m，女0.9（山羊で代用可）

男・女　横箱開脚飛び

少年2組，青年組，箱高男1.15m，女1.10m（跳馬，木馬等の器機で代用可）

男　縦箱開脚飛び，女　横箱開脚飛び．

2.　技巧運動

児童組

男　前転足交差 180度回転—後転

女　前転前後開脚—閉脚—直立—後転

少年1組

男　前転足交差 180度回転―後転蹲踞―跳躍起立

女　前転足交差 180度回転―後転―脚斜上挙跳躍

少年2組

男　左(右)側転，左(右)90度方向変換と同時に閉脚直立―前転―脚斜上挙跳躍

女　前転開脚―頭支持倒立（3秒停止）―前転跳躍起立

青年組

男　跳躍前転屈膝―前転蹲踞―脚斜上挙跳躍

女　前転開脚―後倒頭支持倒立（3秒停止）―前転跳躍起立

3.　鉄　棒（高さ 1.20m～1.30m）

少年1組

男　順手振り上り―左(右)足かけ―左(右)逆手90度転向横下り

女　鉄棒に背面し背後から順手（掌は上をむき，親指と食指は相対する）―屈体懸垂―左(右)片足掛け前後振2・3回足掛け上り前後開脚前とび下り

少年2組

男　とび上り順手―左(右)片足掛け上り―後側片足掛け上り左(右)手交差逆手90度転向横下り

女　片足踏み切り跳び上り順手―前方跳び下り

青年組

男　片足踏み切り跳び上り―½転回，後倒足掛け上り―鉄棒越え90度転回横下り

女　順手振り上り―左(右)足掛け―後倒前後振2・3回足掛け上り―左(右)手交差逆手90度転回横下り

4.　平行棒（高さ約 1.30m）

少年1組

男　腕立脚前挙開脚―片足移行―前方跳び下り

女　跳び上り棒上伸脚―内転90度転回跳び下り

少年2組

男　腕立脚前挙開脚―前進1回―両手体後握槓，脚前挙伸膝後挙跳び下り

女　腕立脚前挙開脚―両手体後握槓，脚前挙伸膝後挙―脚前挙跳び下り

青年組

男　腕立脚前挙開脚―前転，開脚―両手体前握槓，脚後挙伸膝前挙―脚後挙跳び下り

女　跳び上り棒上伸脚―両槓飛越跳び下り

（注） 跳躍または技巧運動，鉄棒または平行棒を選択する。(32)

1977年12月に国家体育運動委員会は国務院の承認を得て，「国家体育鍛煉標準条例」の各級の基準に達した者に合格証，バッヂを交付することを決定した。

合格証を児童組の合格者に，銀色のバッヂを少年1組，金色緑葉を少年2組，金色金葉を青年組に交付するとしている。

この合格証とバッヂは1973年に国務院の承認した「国家体育鍛煉標準試行条例」には含まれていたのであるが，四人組が合格証バッヂの交付はブルジョア的であるとして，1975年の条例公布に際して削除してしまったのを復活したのである。(33)

注 (29) 「新体育—1975年5期—」人民体育出版社，15頁。
(30) 「新体育—1958年21期—」人民体育出版社，30～32頁。
(31) 前掲(24)。
(32) 前掲(29)書，10～12頁。
(33) 「体育報—1546期，1977年12月30日—」体育報社，1頁。
「中国通信—3193号，1977年12月21日—」中国通信社，5～6頁。

6. ス　ポ　ー　ツ

四人組の追放にともなって国家体育運動委員会主任(閣僚)であった元卓球選手の荘則棟は失脚し，元国家体育運動委員会主任王猛が返り咲いた。(34)

華国鋒体制下の体育・スポーツの方針については，1978年1月22日～30日に北京で開催された全国体育工作会議に際して華国鋒首相，葉剣英副首相が書いた題詞により明らかに示されている。

華首相の題詞は「普及与提高相結合，努力発展体育事業」（普及と向上を結びつけ，体育事業の発展に努力しよう。）というものであり，葉副首相の題詞は「刻苦鍛練，増強体質，攀登世界体育高峯」（刻苦して鍛練し，体質を向上させ，世界のスポーツの高峯を極めよう。）というものである。(35)

これらの題詞からして中国が世界スポーツ界の第一線に躍進することを目指していることがわかる。

世界の第一線に躍進するための方策として「全国体育工作者会議」において王猛体育運動委員会主任は，「本世紀内に都市，農村の大衆体育の大普及と全国人民の体位の大向上を実現し，世界一流の体育陣，世界一流のスポーツ技術水準と現代体育施設をもち，世界で最も体育の発達した国のひとつになることを目指さなければならない。」と述べている。(36)

これをうけて同会議は15,000字におよぶ報告書を提出している。これが今後の中国スポーツの在り方を示したもので，その線に沿ってスポーツは行なわれてゆくのであろう。

同報告書は

一，体育における始の成果を堅持しなくてはならない（四人組追放）。

二，体育界においても四人組追放を掲げて偉大なる闘争を徹底して行なわなくてはならない。

三，毛主席の革命体育路線を正確に理解して実施しなくてはならない。

1. 党が体育工作を堅持して指導することが必要である。
2. 青少年を智育，徳育，体育で全面的に発展させることが必要である。
3. 普及と向上を結びつけるという方針を堅持することが必要である。
4. 競技会を開催することが必要である。
5. スポーツの最高技術水準に到達しなくてはならない。
6. 外国とのスポーツ交流は必要であり，毛主席の革命外交路線に従わなくてはならない。
7. 合理的な各種の体育界の徽章の制度を保持しなくてはならない。
8. 思想が優れ，スポーツの技術に優れているスポーツ集団をつくりあげなくてはならない。

四，高度に体育事業を発展させ，四つの現代化の実現に貢献しなくてはならない。

1. 各級の体育委員会を整理して再建し，指導陣をつくり上げなくてはならない。
2. 政治思想工作を強力に行なわなくてはならない。
3. 大衆のスポーツを大いに盛んにし，社会主義競技の後継をつくらなくてはならない。
4. 健全で合理的な徽章制度の確立
   (1) 「国家体育鍛煉標準」を継続して行ない，課業間の体操の奨励，体育運動の規定の制定。
   (2) 運動員と裁判員（審判員）の技術等級制度，競技制度，各種競技の全国最高記録の審査と奨励制度の修訂，体育委員会，体育総会，体育協会の規定，業余体育学校の規則を改訂し制定する。
   (3) 責任体制，技術の試験制の確立，教練員（コーチ）と体育科研究員の技術職称の実施。
5. 隣接して建つ訓練施設網の建設

   集中して統一訓練を行なうためには各種の施設が隣接して建てられていることが技術水準を高めるのに有利なことは明らかである。

   4・5年以内に各省，各特別市（省と同格の市―北京・上海等），各自治区（少数民族居住地区で省と同格）ではこのような訓練網を一つ建設することにあくまでも努める。地方，市の体育委員会と条件の備わった県体育委員会は重点業余体育学校を設けることが良

い。

6. 大いに技術革新を学び，訓練の質と量を高める。

7. 体育科学研究を盛んにする。

8. 体育の人材を訓練して急速に養成する。

9. 後援と保障制度を大いに盛んにする。

10. 健全な組織機構の恢復と充分な各方面への積極性の発揮。

という各項目について詳細について述べている。この報告は国務院によって承認された。(37)

この報告に従ってスポーツ界は動き出したと考えられるが，実施に移しやすいところから実施されていった。

徽章制度の復活

文化大革命によって，労働衛国体育制度条例，運動員，裁判員，教練員の各制度条例は中止となっていた。労働衛国体育制度条例に代るものとして1975年5月5日に国家体育鍛煉標準条例が公布され，1977年からは合格証と徽章が交付されるようになったことは先に述べたが，他の制度も1978年から復活したのである。

「運動員等級制度」に代るものとして7月「運動技術等級制度」(草案) が公布された。これは世界のスポーツの水準が高くなったので,「運動員等級制度」の基準では世界の水準に追いつくことが出来なくなったためと考えられる。7月には陸上競技，水泳，スピードスケート，重量挙の標準について発表し，他の種目についても逐次発表していくとしている。

発表された各級の基準は「運動員等級制度」の基準に比較して大幅に高くなっており，水泳では国際競技の種目にない側泳が廃止され，陸上競技では時計の電動と手動，スピードスケートでは平地と高地のタイムが別に定められた。(38)

資格は運動員等級制度と同様に運動健将，1級，2級，3級，少年級の各運動員の5階級となっている。なお，少年級が17歳までとなっているのも同様である。(39)

国家体育運動委員会は9月に1月～8月の運動健将の標準に達した104名の氏名を発表している。その内訳は陸上競技48名，水泳4名，重量挙31名，スピードスケート21名となっている。(40)

「裁判員等級制度」も全国体育工作者会議で復活が決定されたので，国家体育委員会は5月に418名の国家級裁判員の氏名を発表し，その後各地で国家級，1級の裁判員の資格を回復して証書と徽章を渡している。彼等は以前にその資格を持っていた人達である。(41)

「体育報」によれば「回復裁判員技術等級制度」となっているので，運動員と同様に新たな条例の公布を準備しているのかもしれない。(42)

教練員についても全国体育工作者会議で「教練員等級制度」が復活されることになっている

が，未だ何等の決定も出されていない。しかし，コーチについての評論が「新体育」，「体育報」に増加しているところから，近いうちに何らかの決定があるのではないかと思われる。

全国体育工作者会議の報告に従って1978年8月に全国記録を破った者に奨章を交付する通知を出している。これは,「体育運動全国記録申請及審批辨法」(草案) によるもので，この規定によると，同一競技の同一種目で前後数回にわたって新記録（同じ記録と思われる）を出しても奨章は1枚しか授与しない。同一競技の異なる種目で出した場合には種目別に奨章を授与する。

陸上競技，スピードスケートの種目別と総合，アーチェリーの種目別，綜合と団体，重量挙の項目別と総成績，射撃の個人と団体，水泳と水泳のリレーの第一泳者の正式計時，長距離の最初の正式計時の途中時間において全国記録を破ったもの，或いは同一競技中に単一の種目か総成績で新記録を樹立したものには奨章を授与する。

一年間に連続して新記録を出した場合には最初の新記録に奨章を授与するだけでなく，新記録を上回る記録を出した場合には奨章を授与するが，本人の年度内の最高記録を越えない記録の場合には奨章を授与しない。

奨章は国家体育委員会の挙行する競技会（国際競技を含む）で全国記録を破った時に選手の所属する団体が申請し，組織委員会並びに関係機関が審査の上授与する。[43] となっている。

競技会の開催

競技会の開催については1977年以来積極策が採られており，全国大会を含めて各種の競技会が開催されているが，1978年には地方のレベルアップを目的として競技会の地方中，小都市での開催が盛んに行なわれている。また，海外との交流も盛んになっている。第4回全国運動会も1979年秋の開催が決定している。

Ｉ．Ｏ．Ｃ．，Ｉ．Ｆ．の関係

中国は1958年8月19日に二つの中国問題から，Ｉ．Ｏ．Ｃ．と七つのＩ．Ｆ．（国際競技連盟）[44] から脱退し，その後，台湾の加盟を認めたＩ．Ｆ．から次々と脱退し，1972年には四つのＩ．Ｆ．[45] に加盟しているにすぎなかったが，1973年頃から脱退したＩ．Ｆ．の復帰申請と未加盟の団体への加盟申請を続けているが，1977年末での10のＩ．Ｆ．[46] に加盟しているにすぎない。

Ｉ．Ｏ．Ｃ．には1975年に復帰申請を提出しているが未だ総会の議題としてとり上げられていない。Ｉ．Ｏ．Ｃ．，Ｉ．Ｆ．復帰に問題となるのは台湾追放を申請にうたっているためである。

1958年10月5日に国際陸上競技連盟（ＩＡＡＦ）総会で，10月25日に国際体操連盟（ＦＩＧ）総会で中国の復帰申請が通過した。ＩＡＡＦは1958年に，ＦＩＧは1964年に脱退した団体であるが，今回の復帰申請には台湾の選手も中国の旗のもとで行なわれる競技会に出場出来るとして台湾除名，中国復帰の申請が通過したのである。

国際バドミントン連盟（ＩＢＦ）は1974年に中国復帰を拒否したが，中国はＩＢＦの在り方

を不服として世界バドミントン連盟（WBF）が1978年2月25日に香港で設立されるとWBFに加盟した。WBFは「IBFが加盟国の正当な要求を無視し，不合理な選挙制度に固執することによってバドミントン，スポーツの健全な発展をひどく阻害している。」ためにWBFを設立したとしている。

日本はWBFの加盟勧誘をことわりIBFに留まっているが，アジアバドミントン連盟はIBFを脱退しWBFに加盟した。(47)

注 (34) 荘則棟は第26回，第27回，第28回世界卓球選手権大会男子単優勝者，その名声を四人組に利用された。

(35) 「新体育—1978年2期—」人民体育出版社，2～3頁。

(36) 前掲(35)書，4～6頁。

(37) 「体育報—1568期，1978年2月20日—」体育報社，1～2頁，「同1612期—1978年6月2日—」1頁。

(38) 「新体育—1978年8期—」人民体育出版社，46～47頁。「体育報—1634期，1978年7月24日—」体育報社，1頁，4頁。

(39) 同　上。

(40) 「体育報—1658期，1978年9月18日—」体育報社，1頁。

(41) 「体育報—1606期，1978年5月19日—」体育報社，1頁，「同1652期，1978年9月4日—」1頁。

(42) 前掲(41)。

(43) 「体育報—1651期，1978年9月1日—」体育報社，1頁。

(44) 国際陸上競技連盟（IAAF），国際水泳連盟（FINA），国際バスケットボール連盟（FIBA），国際アマチュアレスリング連盟（FILA），国際アマチュア自転車連盟（FIAC），国際ウエイトリフティング連盟（FHI），国際射撃連合（UIT）。

(45) 国際卓球連盟（ITTA），国際バレーボール連盟（IVBF），国際アイスホッケー連盟（IIHF），国際スケート連盟（ISU）。

(46) 前掲(45)の4に，新たに加盟した国際漕艇連盟（FISA），国際カヌー連盟（ICF），国際フェンシング連盟（FIE）と復帰したFIBA, FILA, FHIの10。

(47) 「体育報—1572号—1978年3月1日—」体育報社，4頁。

7. む　す　び

1966年に始まった文化大革命は文革派の勝利の様に見えたが，江青，王洪文，張春橋，姚文元のいわゆる四人組を頂点とする文革派と周恩来首相以下の実務派の争いは続いていた。

1973年8月以降文革派は実務派の攻撃を開始したが，実務派を追い落すことは出来なかった。

1975年1月の人民代表大会も実務派の勝利に終った。12人の副首相中文革派が6人を占めたが，国務院の26の部（省）と3委員会の部長，主任（大臣）はほとんどが軍出身と実務派に占められ，文革派は2・3名に過ぎなかった。国家体育運動委員会の主任は文革派が占めた。

この人民代表大会で周恩来は「四つの近代化」の実現を宣言した。

文革派は文化大革命で失脚し，その後復活した鄧小平副首相にねらいをつけて攻撃を行なった。周恩来は1976年1月8日に後事を鄧小平に託して死去した。周首相が病に倒れて以後の鄧副首相の活躍は目ざましいものがあった。鄧小平の抬頭は文革派に危機感を抱かせた。

4月8日に華国鋒が首相に就任したが，鄧小平は文革派の攻撃により再失脚をした。

1976年9月9日に毛沢東が死去するとその後の主導権をめぐり文革派と華国鋒派との間に権力闘争が起きたが，華国鋒は四人組逮捕にふみ切った。四人組逮捕後，四人組批判を行ない文革派の追放に着手した。四人組批判で一時は混乱におちいった地方もあった。

1977年7月には鄧小平が再び副首相として復帰し，また，文化大革命で失脚した多くの実務派，穏健派が返り咲いた。

華国鋒は周恩来路線を継承し1978年3月には憲法を改正し，四つの近代化を進めている。

文化大革命によって改められたものの再改正を行なっている。

学校教育は文化大革命によって大きく変更され，修学期間は短縮されて，課目は簡素化され，原則として小学校5年，初級中学2年，高級中学2年，大学2～3年となった。地方によってはこれと異なるところもあり，大学では特殊な学科では4年のものもあった。

大学入学には2年以上の労働参加が条件となっており，大衆の推薦を必要とした。1972年までは入学試験を行なわなかったが，1973年からは基礎的知識を知るために入学試験を行なうようになったが，同年に起こった白紙答案事件を四人組がとりあげたことから総ての学校で学科試験を廃止し，無試験入学や，勉強しないで卒業という現象がおこった。その結果大学卒業生の学力は低下してしまった。

また，四人組は基礎理論無用論を強く押し進めたので，基礎科目を切り捨てたところもあった。なお，芸術，外国語，体育の学部には労働経験なしに入学した者もいた。

四人組追放後教育にも四つの近代化の方針が打ち出され，1977年からは大学・専門学校においては入学試験が復活し，2年以上の労働の条件は廃止され，成績の良い者は高級中学在学生でも受験出来る（飛び級）とした。大学も全国から学生募集出来る重点大学と，募集地区が限られる大学に分けられた。

1977年の入学試験では570万人が受験し，27万8千人が合格したが，高校新卒者のわくは定員の20～30%とされた。

大学の修業年限に文科系4年，理科系5年となり，授業時数も大幅に増加し，総ての学校で進級試験が復活した。

学校体育についても変更が行なわれ，全国統一の「体育教学大綱」が1978年秋に公布されることになっているので，それによって授業を実施するようにとしているが，各地区で試案が作

製されている。また，学校体育には1975年公布の「国家体育鍛煉標準条例」を積極的にとり入れるようにとしている。この条例のテスト項目を体育の実技試験の種目にしている地区もある。

四人組追放後のスポーツは，1978年1月に開催された全国体育工作者会議でその基本路線が示された。それによると世界のスポーツ界の第一線に躍進することを目指している。この目的達成のためにスポーツの普及，指導者，施設の充実，競技会の開催をあげており，技術の等級制度，全国記録の表彰制度を改正して実施するとし，業余体育学校の規定も改正するとしている。

これらの方策は直ちに実施に移され，文化大革命によって中止されていた運動員（選手），裁判員（審判員），教練員（コーチ）の技術等級制度が復活された。選手の等級制度は世界のスポーツの水準に合わせるように1978年7月に改訂された草案が出され，それに従って選手の等級を認定している。この基準は1958年制定の基準に比較してはるかに高くなっている。審判員についてもその技術程度による等級の認定が行なわれており，コーチについても間もなく行なわれるものと思われる。新記録を樹立した者に対する表彰制度も新たに1978年から実施することが決定された。

各種の競技会も盛んに行なわれているが，1978年には地方のレベルアップを目的として全国大会を地方の中・小都市で開催している。また，外国との交流試合も盛んとなり，外国からコーチの招聘も行なっている。

1975年にＩ．Ｏ．Ｃ．に提出した復帰申請は未だ総会を通っていないが，二つの中国問題を不満として次々と脱退したＩ．Ｆ．(国際競技連盟)には復帰，新加盟をしており，1972年の四つのＩ．Ｆ．加盟が1977年には10の加盟となり，1978年10月には国際陸上競技連盟，国際体操連盟に復帰した。

国際バドミントン連盟（ＩＢＦ）が中国復帰を拒否したために，ＩＢＦの在り方に不満を持つ国によって1978年2月に設立された世界バドミントン連盟（ＷＢＦ）に中国は加盟している。

中国の体育・スポーツは華国鋒体制となってから多くの改革が行なわれ，四つの近代化の路線に従って前進していっている。

（昭和53年11月6日）